

夜間作業等に係る補足説明について

●現場技術業務における夜間作業日数について

発注者支援業務委託標準積算基準の「第3章 現場技術業務積算基準」では、対象工事において夜間工事を実施する場合、「夜間に必要な現場技術員の人員数：A2」を算出することとなりますが、このA2の算出にあたり必要となる夜間作業日数は、夜間立会いなど、現場技術員が夜間に勤務する必要がある日数としています。

●夜間工事を実施する場合における超過業務費の算定について

発注者支援業務委託標準積算基準の「第3章 現場技術業務積算基準」では、対象工事における超過業務費は1ヶ月当たり30時間を標準とし、「必要日数：P（A：現場技術員の必要員数と同数）」などを用いて算出することとしています。

これに関連し、令和4年11月16日の同積算基準の改定では、「夜間に必要な現場技術員の人員数：A2」の算定式を改定しましたが、これは現場技術員の夜間立会いにおける勤務実態等を踏まえたものであり、現場技術員の作業量増加に伴うものではありません。また、超過業務については、必ずしも夜間に行う必要はありません。

これらのことから、対象工事において夜間工事を実施する場合における超過業務費の算定についても、これまで通り、「対象工事1件あたりに必要な現場技術員の人員数：A」を用いて計算してください。